

愛川町三世代同居定住支援住宅取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内の定住人口の増加を図るとともに、子育てや介護など家族の支え合いを促進するため、親、子、孫等の多世代が町内で同居するために住宅を取得する場合にその費用の一部を補助することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則(昭和55年愛川町規則第5号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 愛川町三世代同居定住支援住宅取得補助金をいう。
- (2) 同居 1棟の建物又は同一敷地内か隣接敷地内にある2棟以上の建物に、家族が生活している状態をいう。
- (3) 三世代同居 親、子、孫等の三世代以上の直系親族が同居することをいう。
- (4) 世帯主 三世代同居している子又は孫世代の生計維持者をいう。

(交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 三世代同居をする者全員が、町内に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民登録をしていること。
- (2) 三世代同居をするため、申請日以前1年以内に世帯主若しくは配偶者が40歳未満(満40歳に達する日以後最初の3月31日までの間を含む。)の世代が新たに転入をし、かつ、申請日時点においても三世代同居を継続していること。なお、申請日時点において妊娠しており、出産後三世代同居となる場合は補助対象とする。
- (3) 申請日以前1年以上前に三世代同居をする者全員が町内で三世代同居をしていないこと。ただし、建て替えなどにより、一時的に三世代同居している場合は補助対象とする。
- (4) 三世代同居をする者全員が、本町の町税を滞納していないこと。
- (5) 申請者を除く三世代同居をする者が、この要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。
- (6) 住宅取得に係る本町の他の補助を受けていないこと。
- (7) 三世代同居をする者全員が、愛川町暴力団排除条例(平成23年愛川町条例第16号)第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条同項第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係にないこと。

(交付対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件を満たすものとする。

る。

- (1) 親、子又は孫等の直系親族のいずれかの所有者名義で、所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅であること。
- (2) 契約に基づき、新築又は売買により取得した住宅であること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅取得に係る売買契約金額又は建築工事請負契約金額
- (2) その他町長が必要と認める経費

（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、前条の補助対象の経費に2分の1を乗じた額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、第4条第1号の登記完了日の翌日から起算して1年以内に、次に掲げる書類を添えて、愛川町三世代同居定住支援住宅取得補助金交付申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が認める場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 戸籍全部事項証明書等の写し
- (2) 子が出産予定の場合は、母子健康手帳の写し
- (3) 戸籍の附票（発行後3ヶ月以内）等の写し
- (4) 建物登記簿の全部事項証明書（発行後3ヶ月以内）
- (5) 売買契約書又は工事請負契約書及び領収書等の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

（交付決定等）

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、愛川町三世代同居定住支援住宅取得補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、愛川町三世代同居定住支援住宅取得補助金交付請求書（第3号様式）により町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第10条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 交付決定後3年以内に三世代同居をしなくなったとき。
- (2) 交付決定後10年以内に住宅を処分又は譲渡等により所有しなくなったとき。
- (3) 交付決定後10年以内に三世代同居をする者全員が居住しなくなったとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正の手段により交付を受けたとき。
- (5) この要綱及び関係法令に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は町長の指示に従わなかったとき。

2 町長は、前項の規定により取り消したときは、愛川町三世代同居定住支援住宅取得補助金交付決定取消通知書(第4号様式)により交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日までに、この要綱による改正前の愛川町三世代同居等定住支援住宅取得補助金交付要綱の規定により交付を決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前日までに、この要綱による改正前の愛川町三世代同居定住支援住宅取得補助金交付要綱の規定により交付を決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前日までに、この要綱による改正前の愛川町三世代同居定住支援住宅取得補助金交付要綱の規定により交付を決定された補助金の取

扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前日までに、この要綱による改正前の愛川町三世代同居定住支援住宅取得補助金交付要綱の規定により交付を決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前日までに、この要綱による改正前の愛川町三世代同居定住支援住宅取得補助金交付要綱の規定により交付を決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前日までに、この要綱による改正前の愛川町三世代同居定住支援住宅取得補助金交付要綱の規定により交付を決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前日までに、この要綱による改正前の愛川町三世代同居定住支援住宅取得補助金交付要綱の規定により交付を決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前日までに、この要綱による改正前の愛川町三世代同居定住支援住宅取得補助金交付要綱の規定により交付を決定された補助金の取扱いについては、なお従前の例による。